

平成 26 年度

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業  
費補助金

(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エ  
ネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの  
実証事業))

公募要領

平成 26 年 5 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本事業の補助金については、経済産業省が定めた省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

## 目次

I. 事業の内容	5
1. 事業の概要	6
2. 公募予算額	6
3. 補助対象事業	6
4. 補助対象事業者	6
5. 補助対象事業の要件	7
6. 補助対象となる経費	8
7. 補助率	8
8. 事業期間	8
1) 補助事業者の事業開始年月日	8
2) 補助事業者の事業完了年月日	9
9. エコタイヤデータの報告	9
II. 事業の実施	13
1. スケジュール	14
2. 公募	15
1) 公募関連情報の提供について	15
2) 公募期間について	15
3) 説明会について	16
4) 交付申請について	16
5) その他	16
3. 審査及び交付決定	16
1) 審査について	16
2) 交付決定について	17
4. 補助事業の開始～完了	17
1) 補助事業の開始について	17
2) 補助事業の計画変更等について	17
3) 中間検査・中間報告	17
4) 補助事業の完了について	18
5. 実績報告～補助金の支払い	18
1) 実績報告及び補助金額の確定について	18
2) 補助金の支払いについて	18
6. エコタイヤデータの報告について	19
7. 『補助金の支払い』以降	19
1) 取得財産等の管理について	19

2) 補助金の返還、取消、罰則等について .....	19
8. 事業実施スキーム .....	20
III. 申請方法 .....	21
1. 申請方法 .....	22
1) 公募要領の内容確認 .....	22
2) 申請書作成・郵送 .....	22
3) 書類の郵送 .....	22
2. 提出書類一覧 .....	23
3. 申請時の書類提出と締切 .....	24
IV. 申請書類等の様式・記入時の注意 .....	25
1. 補助金交付申請書等様式・記入時の注意 .....	27
1) 申請書等様式例について .....	27
2) 申請書等への記入について .....	27
2. 補助金交付申請書(様式第1) .....	28
3. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙 .....	30
4. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙2 .....	32
5. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙3 .....	33
6. 補助事業の実施計画書 .....	34
7. 補助事業実績報告書(様式第9) .....	36
8. 収支明細票 .....	38
9. 実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表) .....	40
10. タイヤ情報一覧表 .....	42
11. 補助事業実施状況報告書(様式第7) .....	44
12. 補助金精算払請求書(様式第13) .....	46

# I. 事業の内容

---

## 1. 事業の概要

本事業は、事業用トラック(いわゆる営業用トラック)に係る事業者が行うエコタイヤの実証事業に必要な経費を支援し、実燃費改善を図ることにより、トラック輸送の省エネルギー化の取り組みを促進させるものである。

なお、提出されたデータについてはパシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、「PCKK」という。)により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に活用される。

## 2. 公募予算額

約13.9億円

## 3. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、事業用トラックに係る事業者がエコタイヤを導入する事業とする。(具体的な要件については、「4.補助対象事業者」以降を確認すること。)

## 4. 補助対象事業者

次のいずれかに該当する事業者であって、従業員300人以下又は資本金3億円以下の中小企業者。

- ア 貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)
- イ 第二種貨物利用運送事業者

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- 平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(省エネ型トラック運送に係るエコドライブ総合プログラム実施の実証事業))の補助金の支払を受けた者
- 平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコドライブ総合プログラム実施の実証事業))と本事業とを同時に実施する者(両事業に申請した者はいずれか一方の事業が不採択になることに留意すること)
- 経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者
- 様式第1別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること)

申請にあたっては、次の①及び②の全ての要件に該当すること。

- ① 交付決定前までに事業対象車両に補助対象となるエコタイヤを装着していないこと。
- ② 事業用自動車(いわゆる緑ナンバー)に装着すること。

## 5. 補助対象事業の要件

補助対象となるエコタイヤは、下記の「エコタイヤ選定基準」により選定されたタイヤであって、PCKKが「補助対象エコタイヤ一覧(<http://www.pacific.co.jp/>)」にて公表するもの。

### ➤ エコタイヤ選定基準

- ① 転がり抵抗係数を低減させる低燃費志向で開発されたタイヤであって、実証実験等により1世代前までの入手可能な汎用タイヤ(対摩耗性タイヤ)に対して、1%以上の燃費改善が認められたタイヤ。
- ② 補助対象となるタイヤの転がり抵抗低減率がカタログ等で表示されているタイヤ。

※更正タイヤ(リトレッドタイヤ)については、対象外とする。

補助対象台数は、貨物自動車の車両総重量及び輸送形態に応じて以下の台数とする。

(単位:台)

		輸 送 形 態			
		幹線輸送	集配輸送	2地点間輸送	その他
車両 総重 量	小型貨物自動車	500	2,500	1,000	500
	中型貨物自動車	1,000	2,000	1,000	500
	大型貨物自動車	2,000	1,000	1,500	450

#### \* 1 車両総重量区分

小型貨物自動車とは、車両総重量7.5t以下の貨物自動車をいう。  
(貨物軽自動車を除く)

中型貨物自動車とは、車両総重量7.5t超12.0t以下の貨物自動車をいう。

大型貨物自動車とは、車両総重量12.0t超の貨物自動車をいう。

#### \* 2 輸送形態

幹線輸送とは、主に高速道路を走行して行う長距離輸送をいう。

集配輸送とは、複数の地点を巡回して行う輸送をいう。

2地点間輸送とは、幹線輸送を除く、2地点間の輸送をいう。

その他とは、上記以外の輸送形態をいう。

※例えば、2地点間以外の貸切による輸送など。

## 6. 補助対象となる経費

交付規程第3条第2項に規定する補助対象経費は次のものをいう。

- 省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))の実施に必要なエコタイヤ本体の購入に要する経費(1事業者当たり、車両総重量及び輸送形態の区分毎に10台分、合計で30台までを上限とする)。
  - 購入するエコタイヤの種類が車両毎に異なっても問題はない。ただし、同一車両には同じエコタイヤを全輪に装着すること(前輪のみ、後輪のみなどは不可)。
  - タイヤの取付費等の手数料を除く。
  - 消費税および地方消費税相当額を除く。
  - 補助事業者がメーカー等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料は、補助事業者負担とする。

## 7. 補助率

- 補助対象経費の1/2以内(1円未満切り捨て)

※「5. 補助対象事業の要件」に規定する区分毎の事業実施車両数の申請数の合計が、『当該区分の補助対象台数に達した場合』、公募期間内であっても補助対象台数に達した日をもって当該区分に関する公募を終了する。この場合、補助対象台数に達した日に到着した申請分(消印日で判断)については、補助対象台数の範囲内で多くの事業者を採択する観点から、補助台数の絞り込み又は不採択を行うことがあるので、十分に注意すること。

※上記のほか、『申請の合計額が予算額に達した場合』、公募期間内であっても当該日をもって公募を終了する。この場合、予算額の範囲内で多くの事業者を採択する観点から、補助台数の絞り込み又は不採択を行うことがあるので、十分に注意すること。

## 8. 事業期間

### 1) 補助事業者の事業開始年月日

- 交付決定日を事業開始年月日とする。

※発注は交付決定日以降に実施する必要がある。ただし見積依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。



## 2) 補助事業者の事業完了年月日

- 実績データをすべて取得し、かつ事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了年月日とする(事業完了年月日は最も遅くて3月1日とすること)。
- 完了した日から起算して30日以内又は平成27年3月2日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第9)・収支明細票・実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表)・タイヤ情報一覧をPCKKに提出すること。
- 実績データについては、P.18「II.5 実績報告～補助金の支払い」を参照すること。

※PCKKは、補助事業実績報告書を受理した補助事業者から順に補助金額の確定を行うため、補助事業者は事業完了後に速やかに補助事業実績報告書(様式第9)を提出すること。

※申請時の事業完了予定年月日は厳守すること。遅延の場合、補助金が支払われない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

## 9. エコタイヤデータの報告

事業を開始した年度(平成26年度)及び次年度(平成27年度)のそれぞれの期間について、事業実施対象車毎に以下のデータを提出すること。

### ①車両情報

登録番号、車台番号、最大積載量、車両総重量、車体の形状(平ボディ、バン・ウィング、冷凍・冷蔵車、タンク車、トラクタ・トレーラー、ダンプ車等の別)、燃料の種類、EMS機器装着の有無

### ②タイヤ交換前後のタイヤ情報

#### i 交換前タイヤ

メーカー名、品名、サイズ、タイヤ区分(新品、リトレッドの別)、タイヤのトレッドパターン(オールシーズン、リブ、スタッドレス)、装着時期

※メーカー等が混合している場合は、装着本数が多いものを記入

#### ii 交換後タイヤ

メーカー名、品名、サイズ、タイヤのトレッドパターン(オールシーズン、リブ、スタッドレス)、装着時期

### ③エコタイヤ装着前後の実燃費データ(走行距離、燃料使用量から算出)・省エネルギー量(原油換算値:機器装着前後の燃料使用量等から算出)・省エネルギー改善率

## 省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業)公募要領

\* 省エネルギー量(原油換算値)の算出方法(省エネ法の算出方法による)

$$\{ \text{エコタイヤ装着後の実燃費 (km/l)} - \text{装着前の実燃費 (km/l)} \} \times \\ \text{年間走行距離 (推定: km)} \times \text{熱量換算係数 (MJ/l)} \\ \times \text{原油換算係数 (l/MJ)}$$

注) 燃費に影響がありそうな事項(燃費向上にかかわる事項、燃費悪化に関わる事項を記入してください)を添付すること。

### ④実燃費データの計測時期

⑤輸送形態(その他にあつては、具体的な輸送形態)、積載率、積載量(最大積載量、積載率から推計)、主な輸送品目

● データ計測期間は以下のとおりとする。

#### ①事業開始年度(平成26年度)

※エコタイヤ装着前(実働20日間)及びエコタイヤ装着後(実働20日間)のデータを収集する。

※エコタイヤ装着後平成26年11月及び平成27年2月では、各時期において1週間(実働7日間)のデータを収集する。

#### ②翌年度(平成27年度)

※エコタイヤ装着後平成27年5月、平成27年8月、平成27年11月及び平成28年2月の各時期において1週間(実働7日間)のデータを収集する。

- 検証期間のデータの計測は、燃料を満タンにした状態で計測を開始し、検証の終了時に再度燃料を満タンにするまでの走行距離と燃料使用量を把握すること。
- エコタイヤ装着前後の運行内容に大幅な変更がある場合は、その変更内容を申告すること(必要に応じて、類似する運行データ等を提出すること)
- エコタイヤのデータの報告(次年度の報告も含む。)が行われなかった場合には、補助金の交付を行わない又は補助金の返還を求める場合があるので、留意すること。
- 平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器実証事業))により革新的省エネルギー機器の導入について補助金の交付を受けた場合には、本事業の効果と革新的省エネルギー機器の効果とを切り分けるため、革新的省エネルギー機器を稼働させない状況で計測等を行うこと。

【注意事項:事業期間中にタイヤを履き替える場合(夏タイヤから冬タイヤなど)】

事業期間中にタイヤを履き替える時においては、状況により提出していただくデータが変更となる場合があることから、事前にPCKKへ確認すること。

例1:ノーマルエコタイヤ→スタッドレスエコタイヤの場合

- ノーマルエコタイヤ(5月、8月)、スタッドレスエコタイヤ(11月、2月)の1週間(実働7日間)分をそれぞれ提出すること。

例2:ノーマルエコタイヤ→普通のスタッドレスタイヤの場合

- ノーマルエコタイヤを取り外し直前1週間(実働7日間)と翌春のノーマルエコタイヤ再装着直後1週間(実働7日間)分を提出すること。

また、天候等の関係で早期にスタッドレスタイヤへの履き替えが発生し、データの取得が困難となった場合には、速やかにPCKKに相談し、その指示を仰ぐこと。



## II. 事業の実施

---

## 1. スケジュール

時期	申請者・補助事業者	様式・提出書類	参照ページ
◎平成26年5月末	公表(ホームページ) ↓ 機器の選定		
◆6/30~7/18	交付申請 ↓ 郵送にて	* 様式第1 * 様式第1別紙1,2,3 * 実施計画書 * その他指示する書面 * 見積書 * 返信用封筒(住所記入要、切手不要)	P.15 P.22~24  ※記入時の注意 P.27~35
◎7月中旬~下旬	審査		
◎8月上旬	交付決定(郵送にて通知)		P.16
◆(交付決定後)	事業開始 ↓ 見積・競争入札 ↓ 発注 ↓ 機器納入・検証		P.17
◆10月上旬  ◆実績データを全て取得し、かつ設備費(タイヤ購入経費)の支払いが完了した日	中間報告 ↓ FAXでも可 ↓ 事業完了	* 事前確認用(納品書・支払領収書(写)) * タイヤ設置状況写真 * 振込口座事前連絡 * 様式第7 * 実施状況報告(総括表)	P.17
◆事業完了から30日以内又は平成27年3月2日のいずれか早い方	実績報告 ↓ 郵送にて	* 様式第9 * 支払領収証書(写) * 収支明細票 * 実施状況報告(総括表) * タイヤ情報一覧表 * 返信用封筒(住所記入要、切手不要)	P.18  ※記入時の注意 P.36~43
◎~平成27年3月中旬	審査 ↓ 補助金の請求 ↓ 郵送にて	補助金の確定  * 精算払い請求書(様式13)	P.18  ※記入時の注意 P.46~47
◎~3月末	補助金の支払い		P.18
データ報告:平成28年3月末	取得財産の管理 ↓ エコタイヤデータの報告(平成27年度分)	* 様式第7 * 実施状況報告(総括表)	P.19  ※記入時の注意 P.44~45 P.40~41

## 2. 公募

### 1) 公募関連情報の提供について

- 最新の公募関連情報は、PCKKホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に逐次掲載するため、併せて確認すること。

### 2) 公募期間について

交付規程第4条に規定するPCKKが別に定める時期は、次によるものとする。

- 平成26年6月30日(月)～平成26年7月18日(金) (消印有効)

※申請書類は郵送送付すること(持参・宅配便等の郵送以外の手段による提出は不可。)

※平成26年6月29日(日)以前の消印日の書類は無効とする。

※書類受理の問い合わせには応じない。

- 「5. 補助対象事業の要件」に規定する区分毎の事業実施車両数の申請数の合計が、『当該区分の補助対象台数に達した場合』、公募期間内であっても補助対象台数に達した日をもって当該区分に関する公募を終了する。この場合、補助対象台数に達した日に到着した申請分(消印日で判断)については、補助対象台数の範囲内で多くの事業者を採択する観点から、補助台数の絞り込み又は不採択を行うことがあるので、十分に注意すること。
- 上記のほか、『申請の合計額が予算額に達した場合』、公募期間内であっても当該日をもって公募を終了する。この場合、予算額の範囲内で多くの事業者を採択する観点から、補助台数の絞り込み又は不採択を行うことがあるので、十分に注意すること。

## 3) 説明会について

- 説明会の実施(全国10箇所): 予定

地域	定員(名)	備考
北海道札幌市	50	説明会の実施期日、会場等の詳細についてはPCKKのホームページにて公表する。 <a href="http://www.pacific.co.jp">http://www.pacific.co.jp</a> 申し込み:FAXによる受付
宮城県仙台市	50	
新潟県新潟市	50	
東京都23区内	100	
愛知県名古屋市市内	100	
大阪府内	100	
広島県広島市	50	
香川県高松市	50	
福岡県博多市	50	
沖縄県那覇市	50	

## 4) 交付申請について

- 補助対象事業者は、PCKKのホームページより補助金交付申請書(様式第1)、様式第1別紙、別紙2及び別紙3をダウンロードし、作成した申請書類をPCKKに郵送する。
- 補助対象事業者は、「4.補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく検討した上で申請すること。

## 5) その他

- 補助金交付申請(様式第1)書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更等があった場合は、まずは変更内容についてPCKKに相談し、指定の様式を速やかに提出すること。

## 3. 審査及び交付決定

## 1) 審査について

PCKKは、申請された事業内容等について、以下の項目に従って審査を行い(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)、採択者を決定する。

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業に要する経費は、公正妥当な見積額として算定されているものであること。市場価格と乖離が見られると判断した場合には審査の対象外とする。



- 補助事業に要する経費は、2社以上の見積りを参考として算定されているものであること。

## 2) 交付決定について

- 交付決定の結果については、交付規程に従って補助金交付決定通知書(様式第2)で申請者に郵送にて通知する。

## 4. 補助事業の開始～完了

### 1) 補助事業の開始について

- ① 補助事業者は、事業の実施にあたって、見積依頼を実施し、当該設備を導入(タイヤを購入)する発注先を決定すること。

※原則、2社以上の競争・見積り等により決定すること。

※2社以上の見積依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

※2社以上の見積りを取っていない場合、又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その理由を明らかにした理由書を作成すること(様式自由)。

- ② 発注は交付決定日以降に実施すること。

### 2) 補助事業の計画変更等について

- 補助金交付申請書(様式第1)提出後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更、事業内容の変更等があった場合、申請者はPCKKに届出を行う必要がある。まずは変更内容についてPCKKに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出すること。
- 補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめPCKKに報告し、その指示に従うものとする。
- 事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

### 3) 中間検査・中間報告

- PCKKは、事業期間中に中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。
- 中間報告としては、検証中の実績データ(実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表))の提出とともに、今後提出される補助事業実績報告書の書類確認を円滑に実施するために事前確認として、以下の書類を提出すること(10月頃を想定しており、交付決定時に詳細を通知する)。

省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業)公募要領

- ・事前確認用支払領収証書(写)
- ・納品書又は請求書
- ・振込口座事前連絡
- ・タイヤ設置状況写真(ナンバープレートとともに)

#### 4) 補助事業の完了について

- ①実績データをすべて取得かつ補助事業に関わる全ての支払いを完了した日を事業完了年月日とする(事業完了年月日は最も遅くて3月1日とすること)。
- ②支払いは現金払い又は金融機関による振込とすること(割賦・手形などは不可)。

### 5. 実績報告～補助金の支払い

#### 1) 実績報告及び補助金額の確定について

- ①補助事業者は、補助事業が完了した時は、完了の日から30日以内又は平成27年3月2日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出すること。
  - ・補助事業実績報告書(様式第9)
  - ・支払領収証書(写)
  - ・収支明細票
  - ・実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表)
  - ・タイヤ情報一覧表
  - ・返信用封筒(住所記入要、切手不要)
- ②補助金額の申請にあつては、関連会社からの調達分の売上高営業利益率相当分、商社の手数料、機器等の導入に際して発生した振込手数料等は含めないこと。
- ③PCKKは、補助事業実績報告書(様式第9)を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助事業交付金額確定通知書(様式第12)にて郵送で通知する。
- ④申請通りのエコタイヤが導入されていない場合、あるいは適正な補助事業実績報告書(様式第9)の提出が見込まれない場合、補助金の支払いが行われない。

#### 2) 補助金の支払いについて

- ①補助事業者は、補助事業交付金額確定通知書(様式第12)の受領後、速やかに補助金精算払請求書(様式第13)をPCKKに提出する(持参不可)。

- ②PCKKは、補助金精算払請求書(様式第13)の受領後、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

## 6. エコタイヤデータの報告について

補助事業者は、エコタイヤデータの報告について、平成26年度分については原則として平成27年3月2日までに提出しなければならない。さらに平成27年度分については、原則として平成28年3月末日までに提出しなければならない。

平成27年度分のエコタイヤデータの報告に際しては、補助事業実施状況報告書(様式第7)で提出すること。

## 7. 『補助金の支払い』以降

### 1) 取得財産等の管理について

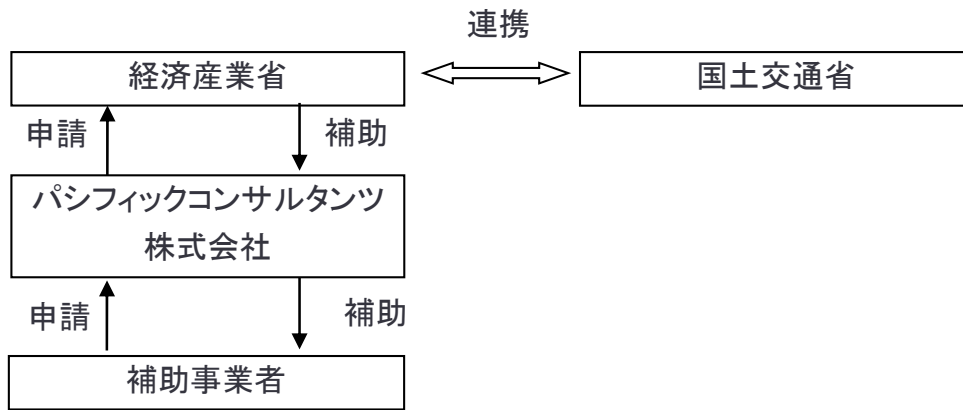
- ①補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という)について、省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②取得財産等(取得価格及び効用の増加価格が50万円以上のものに限る)を制限期間内に処分しようとする時は、あらかじめPCKKの承認を受けなければならない。
- ③交付規程第21条第2項に規定する、取得財産等の処分を制限する期間は、2年間とする。

### 2) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

## 8. 事業実施スキーム



## III. 申請方法

---

## 1. 申請方法

### 1) 公募要領の内容確認

- PCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に掲載される各種補足資料も併せて確認すること。
- 書類不備は、事業不採択となるので留意すること。
- 補助の対象となるエコタイヤの型式等は、PCKKのホームページの「補助対象エコタイヤ一覧」にて確認すること。

### 2) 申請書作成・郵送

- PCKKのホームページより様式第1と様式第1別紙、別紙2及び別紙3(ワード)をダウンロードし、実施事業の申請書を作成すること。
- 申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

### 3) 書類の郵送

- 「2.提出書類一覧」に則り、必要書類をPCKKに郵送すること。
- 必要書類をPCKKに郵送する際には、返信先を記入した交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))を同封すること(切手不要)。
- 補助事業者は、PCKKに提出した書類を、全てコピーして保管しておくこと。

## 2. 提出書類一覧

No.	提出書類名称	部数	書類様式
1	交付申請書(様式第1)	1	有
2	交付申請書(様式第1別紙)	1	有
3	交付申請書(様式第1別紙2) 役員名簿	1	有
4	交付申請書(様式第1別紙3) 暴力団排除に関する誓約事項	1	有

※書類様式ありのものについては、PCKKのホームページより出力

### ■ 添付資料

No.	提出書類名称	部数	書類様式
添付1	補助事業の実施計画(申請者情報)	1	有
添付2	補助事業の実施計画(車両情報) ※申請台数分注)車検証を添付すること	※	有
添付3	運送事業者の概要・パンフレット	1	無
添付4	見積書: ● <u>公募要領公表日以降のもの</u> ● 補助事業に要する経費のものを有効とする ● 写しを <u>必ず控えておくこと</u> 。 ● エコタイヤのメーカー名・名称・型式・品番が明記されているもので、補助対象経費、対象外経費が明確に区分されているもの。 ● <u>消費税別表示</u> であること。	1	無
添付5	返信用封筒(交付決定通知書返送用): ● <u>定型封筒長形3号に返信先を記入、切手は不要</u>	1	無

### 3. 申請時の書類提出と締切

申請書類を印刷した後、申請書類一式を以下の締切までに郵送すること。

≪ 提出締切 ≫ 平成26年7月18日(金)(提出締切日の消印有効)

- 申請書類は、郵送で送付すること(持参・宅配便等の郵送以外の手段による提出は不可)
- 郵送宛先には略称「PCKK」は使用しないこと。
- 平成26年6月30日(月)の消印から有効とする。
- 申請書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

≪ 提出先・お問い合わせ窓口 ≫

パシフィックコンサルタンツ株式会社 省エネルギー型陸上輸送実証事業係

■住所 〒163-6018 東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号

郵送時は、必ず下記を記入すること。

「エコタイヤ 交付申請書在中」

■TEL 03-5339-7411 ■FAX 03-5339-7412

■メールアドレス truck\_hojokin@ss.pacific.co.jp

ホームページ <http://www.pacific.co.jp/>



## **IV. 申請書類等の様式・記入時の注意**



## 1. 補助金交付申請書等様式・記入時の注意

- 補助金交付申請書等(以下「申請書等」という。)への記入等にあたっては、次の事項に注意して記入すること。

### 1) 申請書等様式例について

- 様式はPCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)からダウンロードファイル(PDF 又はワード)を基に作成すること。
- 申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないことがあるので、十分注意すること。
- 提出する申請書は全て片面印刷とすること。

### 2) 申請書等への記入について

- 全て、黒色ボールペンで記入すること(ワープロ使用可)。
- 申請書等の右上端に記載されている「第 号」について
  - 「第 号」には社内決裁番号を記入すること。ただし、社内決裁番号を付さない申請者については、「第 号」の記入は不要です。
- 申請者の住所、氏名、代表者等について
  - 住所: 申請者の住所を記入すること。
  - 氏名: 法人の場合は法人名称と代表者名を記入すること。略称ではなく、正式名称を記入すること。
  - 代表者名: 法人においては、法人の代表者の役職名と氏名を正確に記入すること。
  - 申請書等に押印する印は、登録されている印であること(実印)。
  - 申請書等への記入にあたっては、楷書を用い分かりやすい字で記入すること。
- 申請時の記入例を次ページに示す。

## 2. 補助金交付申請書(様式第1)

(様式第1)

①

第 号  
H26年〇月〇日パシフィックコンサルタンツ株式会社  
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

②

申請者 住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇  
氏名 〇〇運送株式会社  
代表取締役社長 エコタイヤ 太郎 (印)

③

平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))補助金交付申請書

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

④

1. 補助事業の名称 〇〇運送株式会社の省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業

⑤

2. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費の総額	3,960,000円
(2) 補助対象経費の総額	3,600,000円

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費、受けようとする補助金の額及び補助対象エコタイヤの型式等(別紙による)

⑥

4. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始年月日	平成26年8月〇日
(2) 完了予定年月日	平成〇〇年〇月〇日

⑦

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面等を添付すること。

- 交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))に返信先を記入、切手は不要)
- 申請者の役員名簿(別紙2)
- 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)
- その他PCKKが指示する書面等

## 補助金交付申請書（様式第1）記入時の注意

① ●「第 号」…社内において経理上の書類で番号管理されている場合にのみ記入する。ない場合には記入は不要。

●「年月日」…書類の作成日を記入する。

② 上から 会社所在地

会社名（法人の場合）

代表者名（※個人事業主である場合は代表者名のみ）

印：代表者の実印

③ 今年度当該事業を実施する年数を記入する。

④ 補助事業の名称を記入する。

例えば、補助事業者の会社名を記入し

「省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業」

を加え補助事業 の名称とするなど。

⑤ 2.補助金交付申請額

● 補助事業に要する経費…当該事業において要する全ての経費

● 補助対象経費…対象設備一覧に示されている品目のみを指す。

※いずれも消費税を含まない金額を記入する。

3.様式第1別紙により報告

⑥ 4. (1)開始年月日…補助事業の交付決定日（予定）以降で事業を実施した年月日を記入。

(2)完了予定年月日…当該事業がすべて完了する予定年月日を記入。

⑦ 添付書類については、P.23 2.提出書類一覧「■添付資料」を参照すること。

## 3. 補助金交付申請書(様式第1) - 別紙

(別紙)

① 【補助事業に要する経費、補助対象経費、受けようとする補助金の額】

補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	補助率	受けようとする補助金の額(参考値)(円)
3,960,000	3,600,000	1 / 2	1,800,000

(注1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、受けようとする補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。

② 【補助対象エコタイヤの型式等】

メーカー名	名称・型式	品番	本数
〇〇タイヤ	エコタイヤ EC01	EC01-00000	40本
〇〇タイヤ	エコタイヤ EC02	EC02-00000	40本
〇〇タイヤ	エコタイヤ EC03	EC03-00000	40本

③ 【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
〇〇運送株式会社 課長	エコタイヤ 五郎	(電話) 0000-00-0000 (FAX) 0000-00-0000 (eco_goro@xxx.co.jp)

## 補助金交付申請書（様式第1）－別紙 記入時の注意

- ①補助事業に要する経費・補助対象経費は、P.29⑤-2を参照。  
受けようとする補助金の額(参考値)補助対象経費を1/2で計算した値(1円未満切り捨て)を記入すること。
  
- ②補助対象エコタイヤ一覧を参照  
メーカー名、名称・型式、品番、タイヤの本数を記入する。
  
- ③執行団体から申請内容の確認をする際の担当者を記入。

## 4. 補助金交付申請書(様式第1) - 別紙2

(別紙2)

法人にあつては役員名簿、個人事業者にあつては申請者情報を記載すること。

平成26年 ○月 ○日

役員名簿(記載例)

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
エコタイヤ タロウ	エコタイヤ 太郎	S	30	3	4	M	〇〇運送株式会社	代表取締役社長
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	1	1	M	〇〇運送株式会社	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	〇〇運送株式会社	取締役営業本部長

申請者情報(記載例)

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別
		和暦	年	月	日	
エコタイヤ タロウ	エコタイヤ 太郎	S	30	3	4	M

(注) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。



## 5. 補助金交付申請書（様式第1）－別紙3

（別紙3）

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

①

平成26年 ○月 ○日

②

申請者 住所 〒000-0000 東京都新宿区西新宿○-○-○

氏名 ○○運送株式会社

代表取締役社長 エコタイヤ 太郎

印

※氏名は法人においては法人名称と代表者名の両方を記載すること。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 補助金交付申請書（様式第1）－別紙3 記入例

① 年 月 日：書類の作成日を記入する。

② 申請者住所：会社所在地

氏名：会社名（法人の場合）と代表者名

※個人事業主である場合は代表者名のみで可

印：正式な書類、契約書などに押印している会社の実印

## 6. 補助事業の実施計画書

補助事業の実施計画 (申請者情報)

申請者情報						
申請者	会社(本社) の所在地	(〒123-4567) 東京都港区△△町1-2-3				
	会社の名称	ふりがな ○○うんそうかぶしきかいしゃ ○○運送株式会社				
	以下のア～イの該当する項目に○を付ける					
	<input type="radio"/>	ア	貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)			
	<input type="radio"/>	イ	第二種貨物利用運送事業者			
従業員数		298 人				
資本金		200,000,000 円				
燃費データ等を計測する車両 数(事業全体)		事業全体		申請者の車両台数		
		8 台		5 台		
		輸送形態				
車両 総 重量	貨物自動車	幹線輸送	集配輸送	2地点間輸送	その他	
	小型	10 台	台	台	台	
	中型	台	10 台	台	台	
	大型	台	台	10 台	台	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

## 補助事業の実施計画（車両情報）

車両情報			
登録番号	〇〇〇999〇9999	初度登録年月	平成〇〇年〇月
自動車の種別	〇〇	用途	貨物
車体形状	〇〇	車名	〇〇〇
最大積載量	10,000 kg	車両総重量	10,000 kg
車台番号	〇〇99〇9-9999999	型式	〇〇-〇99〇9
燃料の種類	軽油	自家用・事業用	事業用
輸送形態	幹線輸送	EMS 機器装着	有 ・ 無
所有者の氏名又は名称	〇〇運送株式会社		
使用者の氏名又は名称	〇〇運送株式会社		

装着前1ヶ月間の燃費データの計測期間（予定） ※ データを有している場合は、提出予定のデータの計測期間を①に記入すること。無い場合は、計測期間（予定）を②に記入すること。	①		～	
	②	平成〇〇年 〇月〇日	～	平成〇〇年 〇月〇日

装着後1ヶ月間の燃費データの計測期間（予定）	平成〇〇年 〇月〇日	～	平成〇〇年 〇月〇日
------------------------	---------------	---	---------------

（注）当該車両の自動車検査証を添付すること

（備考）用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

## 7. 補助事業実績報告書(様式第9)

(様式第9)

①

番	号
〇年〇月〇日	

パシフィックコンサルタンツ株式会社  
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

②

補助事業者 住所	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名	〇〇運送株式会社 代表取締役社長 エコタイヤ 太郎 印

平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))補助事業実績報告書

③

平成26年8月〇日付け第1234号をもって交付決定のあった経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業が完了しましたので、省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 1. 実施した補助事業

④	(1) 補助事業の名称	〇〇運送株式会社の省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業
	(2) 補助事業の報告	実施状況報告(総括表)による
⑤	2. 補助金の交付決定番号、交付決定年月日及び交付決定額	
	(1) 交付決定番号	第1234号
	(2) 交付決定年月日	平成26年8月〇日
	(3) 補助金の交付決定額	金1,800,000円
⑥	3. 補助対象事業実施金額及び事業完了年月日	
	(1) 補助対象事業実施金額	金3,590,000円
	(2) 事業完了年月日	平成〇〇年〇月〇日
⑦	4. 補助対象事業実施金額の内訳	別紙内訳表の通り
⑧	(注) 報告書には、次の書面等を添付すること。	
	(1) 支払領収証書(写し)	
	(2) 検証内容、データを記載したPCKKが別に定める実施状況報告(総括表)	
	(3) 交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号)に返信先を記入、切手は不要)	
	(4) その他PCKKが指示する書面等	

## 【本補助事業実績報告に係る連絡先】

⑨	担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
	〇〇運送株式会社 課長	エコタイヤ 五郎	(電話) 0000-00-0000 (FAX) 0000-00-0000 (eco_goro@xxx.co.jp)

**補助事業実績報告書（様式第9） 記入時の注意**

- ① 補助金交付申請書（様式第1）と同様に記入。
- ② 住所  
会社名  
代表者名  
実印  
※補助金交付申請書（様式第1）と同様に記入、捺印
- ③ 補助金交付決定通知書（様式第2）に記載された交付決定日および交付決定番号を記入。  
注意 補助金交付決定通知書（様式第2）は必ず保管すること。
- ④ 補助金交付申請書（様式第1）と同様に記入。
- ⑤ (1)、(2)、(3)それぞれ交付決定通知の内容を記入。
- ⑥ (1) **補助対象事業実施金額**  
交付決定後に購入した対象機器の金額を記入。  
(工賃、消費税、地方消費税等を含まない金額とすること。)
- (2) **事業完了年月日**  
データを取得し、かつ事業に関わる全ての支払いが完了する日を記入。  
(事業完了年月日は最も遅くて3月1日とすること。)
- ⑦ **実施金額の内訳**により報告。
- ⑧ (注) 添付書類について
  - (1) 支払領収証書(写し)  
各業者で発行の支払領収書であれば書式は不問  
ただし次の項目が記載されていること。
    - あて先には申請者名を記載すること。
    - 日付を明記すること。
    - 販売業者名、印があること。
    - 但し書きには、消費税額が記載されていること。※納品書又は請求書を添付すること。
  - (2) タイヤ設置状況写真(ナンバープレートとともに)  
前輪・後輪のタイヤ本数がわかるもの
  - (3) 検証内容、データを記入したPCKKが別に定める  
実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表)を添付すること。  
詳細は、P.40を参照。
- ⑨ 執行団体から申請内容の確認をする際の担当者を記入。

## 8. 収支明細票

(別紙)

収支明細票

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交付決定額					
	A.交付決定額		B.流用増減額		C.流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額
①金額に変更がある例						
タイヤA	1,100,000	550,000	200,000	100,000	1,300,000	650,000
タイヤB	1,200,000	600,000	▲200,000	▲100,000	1,000,000	500,000
タイヤC	1,300,000	650,000	0	0	1,300,000	650,000
②金額に変更がない例						
タイヤA	1,100,000	550,000	0	0	1,100,000	550,000
タイヤB	1,200,000	600,000	0	0	1,200,000	600,000
タイヤC	1,300,000	650,000	0	0	1,300,000	650,000
①合計	3,600,000	1,800,000	0	0	3,600,000	1,800,000
②合計	3,600,000	1,800,000	0	0	3,600,000	1,800,000

(単位：円)

決算額					差引	備考
収入	D.支出					
補助金の 収入額	E.補助対象経費 の実績額	F.補助対象 経費	G.補助率	H.補助金の額		
①						
0	1,300,000	1,300,000	1/2	650,000		
0	1,000,000	1,000,000	1/2	500,000		
0	1,290,000	1,290,000	1/2	645,000		
②						
0	1,300,000	1,300,000	1/2	650,000		
0	1,000,000	1,000,000	1/2	500,000		
0	1,290,000	1,290,000	1/2	645,000		
①0	①3,590,000	①3,590,000	①1/2	①1,795,000		
②0	②3,590,000	②3,590,000	②1/2	②1,795,000		

※収支明細表における補助対象経費の区分は設備の形式別に記入すること。

## 収支明細票 記入時の注意

- ① 当該事業において申請時と事業内容(台数や機器変更等)に変更がある場合。  
※なお、事業の変更がある場合には、事前にPCKKに速やかに報告し所定の様式により変更の申請を提出し、PCKKの承認を得ること。
- ② 当該事業において申請時と事業内容に変更がない場合。
  - A 交付決定通知  
補助金交付決定通知書(様式第2)に記載された金額を記入。  
補助金の額…上記の1/2の金額を記入。
  - B 流用増減額  
補助対象経費…交付決定額と流用後交付決定額との差額を記入。  
補助金の額…上記の1/2の金額を記入。
  - C 流用後交付決定額  
補助対象経費の区分間で流用があった際、流用後の金額を記入。
  - D 支出  
実際にかかった経費を記入。
  - E 補助対象経費の実績額  
実際の金額(実績額)を記入。
  - F 補助対象経費  
実績額と同額を記入。
  - G 補助率  
「1/2以内」と記入。
  - H 補助金の額  
補助対象経費の1/2の額を記入。

※いずれの金額も消費税を含まない金額とすること。

9. 実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表)

実施状況報告(総括表)

※赤枠内のみ入力してください。その他欄は自動計算されます。

補助事業者名: ○○○○自動車株式会社											交付番号 1234								
燃費に影響がありそうな事項(燃費向上にかかわる事項、燃費悪化に関わる事項を記入してください)																			
燃費に影響がありそうな事項があった場合はこの欄に記載																			
登録番号	車台番号	最大積載量	車両総重量	車体の形状	燃料の種類	EMS機器装着の有無	③ 実燃費データ						④ エネルギー量(原油換算値)				⑤ 省エネルギー量		
							機器装着前			機器装着後			機器装着前		機器装着後		原油換算値(ℓ)	走行距離1kmあたり(ℓ/km)	省エネルギー改善率
							走行距離(km)	燃料使用量(ℓ)	実燃費(km/ℓ)	走行距離(km)	燃料使用量(ℓ)	実燃費(km/ℓ)	原油換算値(ℓ)	走行距離1kmあたり(ℓ/km)	原油換算値(ℓ)	走行距離1kmあたり(ℓ/km)			
							1000	250	4.00	950	220	4.32	246.39	0.25	216.82	0.23			
							500	84	5.95	500	80	6.25	82.79	0.17	78.84	0.16			
							2000	400	5.00	2500	445	5.62	394.22	0.20	438.57	0.18			

検証期間

平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日				平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日			
⑦ 積載率				⑧ 積載率			
⑦ 積載重量(推計値)				⑧ 積載重量(推計値)			
⑦ 主な輸送品目				⑧ 主な輸送品目			
⑦ 運行形態				⑧ 運行形態			
~		~		~		~	
~		~		~		~	
~		~		~		~	



## 実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表) 記入時の注意

- ① 補助事業者名…実施する事業者の名称と交付決定番号を記入。
- ② 車両情報については、申請した情報と相違がないように記入。

## 【算出方法】

- ③ 実燃費データ ⇒ 実燃費(km/l)…走行距離÷燃料使用量
- ④ 原油換算値 ⇒ 原油換算値(l)…燃料使用量(l)×単位発熱量(GJ/kl)  
×0.0258(kl/GJ)
  - \*1 単位発熱量の係数は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則別表第一に記載されている最新の係数を使用ください。
  - \*2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第4条の規定どおり、発熱量1,000万KJ(10GJ)を原油0.258Klとして換算します。
- ⑤ 省エネルギー量 …装着前のエネルギー量 - 装着後のエネルギー量
- ⑥ 省エネルギー改善率 …(装着後の実燃費-装着前の実燃費)÷  
装着前の実燃費
- ⑦ 装着前と装着後の輸送状況
  - ⇒ 積載率…「10～30%」、「31～50%」、「51～70%」、「71%以上」のいずれかを記入してください。
  - ⇒ 積載重量(推計値)…最大積載量×積載率
  - ⇒ 運行形態…「幹線輸送」、「集配輸送」、「2地点間輸送」、「その他」のいずれかを記入してください。

※「幹線輸送」とは、主に高速道路を走行して行う長距離輸送をいう。  
「集配輸送」とは、複数の地点を巡回して行う輸送をいう。  
「2地点間輸送」とは、2地点間のみの輸送をいう(幹線輸送を除く)。  
「その他」とは、上記以外の運行形態をいう。(その他の場合は具体的な運行形態を記載すること。)
- ⑧ 装着前と装着後の検証期間の日付を記入。

注1 燃料使用量は、ガソリン・軽油であれば「l」、天然ガスであれば「m<sup>3</sup>」を単位とすること。

注2 小数点以下の端数についてはそのまま保持することとし、表示を小数点第2位まで(小数点第3位を四捨五入)とすること。



## タイヤ情報一覧表 記入時の注意

- ①補助事業者名…実施する事業者の名称と交付決定番号を記入。
- ②車両情報については、申請した情報と相違がないように記入。

### 【エコタイヤ装着前】

- ③メーカー名・品名・サイズ・タイヤ区分  
装着前の情報を記入。

- ④タイヤの溝

平成26年度

エコタイヤ装着前(実働20日間)の

初日と最終日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

### 【エコタイヤ装着後】

- ⑤メーカー名・品名・サイズ・タイヤ区分・タイヤのパターン・装着時期・  
タイヤの本数(前輪・後輪)  
装着後の情報を記入。

- ⑥タイヤの溝

➤ 平成26年度

- ⑥-1 エコタイヤ装着後(実働20日間)の

初日と最終日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

- ⑥-2 平成26年11月において1週間(実働7日間)の

初日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

- ⑥-3 平成27年2月において1週間(実働7日間)の

初日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

➤ 平成27年度

- ⑥-4 平成27年5月において1週間(実働7日間)の

初日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

- ⑥-5 平成27年8月において1週間(実働7日間)の

初日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

- ⑥-6 平成27年11月において1週間(実働7日間)の

初日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

- ⑥-7 平成28年2月において1週間(実働7日間)の

初日のタイヤの溝(左前輪・左後輪)を計測し、記入。

## 11. 補助事業実施状況報告書(様式第7)

(様式第7)

①

番 号  
〇年〇月〇日パシフィックコンサルタンツ株式会社  
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

②

補助事業者 住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇  
氏名 〇〇運送株式会社  
代表取締役社長 エコタイヤ 太郎 印

平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))補助事業実施状況報告書

③

平成26年8月〇日付け第1234号をもって交付決定のあった経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

④

1. 補助事業の名称 〇〇運送株式会社の省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業

⑤

2. 補助事業の実施状況の概要 エコタイヤを設置し、燃費向上の確認を実施

⑥

3. 検証結果

- (1) 検証方法 タイヤ装着前後のデータ計測  
(2) 検証期間  
平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日  
(3) 検証内容、データ

- (備考) 1. 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。  
2. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にする事。  
3. 説明上必要な資料を適宜添付すること。  
4. 検証内容、データについてはPCKKが別に定める実施状況報告(総括表)に記載して添付すること。

**補助事業実施状況報告書（様式第7） 記入時の注意**

- ①、② 補助金交付申請書(様式第1)と同様
- ③ 補助金交付決定通知書(様式第2)の内容を記入。
- ④ 補助金交付申請書(様式第1)と同様
- ⑤ 補助事業の実施状況の概要  
補助事業実施状況報告書(様式第7)で報告することとなった過程を記入。
- ⑥ (1) **検証方法**  
エコタイヤの装着前と装着後のデータを計測し、省エネ改善を図る。
- (2) **検証期間**  
検証開始年月日から終了までの期間を記入。
- (3) **検証内容、データ**  
別紙、実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表)

(注)補助事業実施状況報告書(様式第7)の提出においては、左記の文中にもあるように実施状況報告(エコタイヤの実施状況報告)(総括表)とあわせて提出すること。

## 12. 補助金精算払請求書(様式第13)

(様式第13)

①

番	号
〇年〇月〇日	

パシフィックコンサルタンツ株式会社  
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

②

補助事業者 住所	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名	〇〇運送株式会社
代表取締役社長	エコタイヤ 太郎 印

平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))補助金精算払請求書

- ③ 平成26年8月10日付け第1234号をもって補助金の額の確定通知のあった経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の精算払を受けたいので、省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業))交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- ④ 1. 補助事業の名称 〇〇運送株式会社の省エネルギー型トラック運送に係るエコタイヤの実証事業
- ⑤ 2. 補助金の額の確定番号及び確定年月日  
 額の確定番号 第 K1234号  
 確定年月日 平成27年〇月〇日
3. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)  
 金1,795,000円
- ⑥ 4. 振込先
- |       |         |        |                    |
|-------|---------|--------|--------------------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行    | 支店名    | △△支店               |
| 預金の種別 | 普通当座    | (フリガナ) | 〇〇ウツカ(カ) エコタイヤ タロウ |
| 口座番号  | 9999999 | 預金の名義  | 〇〇運送株式会社 エコタイヤ太郎   |
- (注) 金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義(フリガナ)は間違いのないよう記入すること
- ⑦ 【本精算払請求に係る連絡先】
- |                |         |   |
|----------------|---------|---|
| 担当部署及び役職       | 担当者名    | 電話、FAX及びE-MAIL  |
| 〇〇運送株式会社<br>課長 | エコタイヤ五郎 | (電話) 00-0000-0000<br>(FAX) 00-0000-0000<br>(eco_goro@xxx.co.jp) |

**補助金精算払請求書（様式第13） 記入時の注意**

- ①、②補助金交付申請書（様式1）と同様。
- ③ 補助金交付決定通知書（様式第2）の内容を確認し、記入。
- ④ 補助金交付申請書（様式1）と同様。
- ⑤ 補助事業交付金額確定通知（様式第12）の内容を確認。
- ⑥ 4. 振込先  
金融機関によっては、「支店」ではない名称などもあるため正確に記入すること。
- ⑦ 執行団体から申請内容の確認をする際の担当者を記入。